

タフビズ業務災害補償保険（業務災害補償保険）普通保険約款、業務災害補償保険追加特約、その他主な特約の補償内容（お支払いする保険金および費用保険金等）をご説明します。詳細につきましては、普通保険約款・特約をご参照ください。

1 基本構成（業務災害補償保険普通保険約款、業務災害補償保険追加特約および各種特約）の補償内容

補償対象者が被保険者の業務（以下「業務」といいます）に従事している間に身体障害を被った場合に、被保険者が費用を支出することによって被る損害（以下「損害」といいます）に対して、普通保険約款・特約に従い、保険金をお支払いします。

- ※1「身体障害」とは、傷害、業務に起因して発生した症状または労災認定された疾病等をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。
- ※2「傷害」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒については、補償対象者が原因物質を被保険者の業務に従事している間に、業務に起因して吸入、吸収または摂取したことにより発生したことが時間的および場所的に確認できるものに限り、補償対象者（注）を除きます。
- ※3「業務に起因して発生した症状」とは、補償対象者の業務遂行に伴って発生した労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、次の①～③までの要件をすべて満たすものをいいます。ただし、職業性疾病等（職業性疾病のほか、疲労の蓄積もしくは老化によるもの、精神的ストレスを原因とするもの、またはかぜ症候群をいいます）を除きます。なお、発症の認定は医師の診断によるものとし、その診断による発症の日を事故の発症の日とします。

①偶然かつ外来の原因によるもの ②労働環境に起因するもの ③その原因の発生が時間的および場所的に確認できるもの

- ※4「補償対象者」とは、次のいずれかに該当する方のうち保険証券記載の方をいいます。ただし、被保険者の業務に従事しない方を除きます。
 - ① 記名被保険者（保険証券に記載された被保険者をいいます）の役員等（事業主または役員をいいます）
 - ② 記名被保険者の従業員（パート・アルバイトを含みます）
 - ③ 記名被保険者が建設業者の場合は下請負人、貨物自動車運送事業者の場合は傭車運転者
 - ④ 上記①～③以外で、専ら、被保険者が業務のために所有もしくは使用する施設（事務所、営業所、工場等）内または被保険者が直接業務を行う現場内において、被保険者との契約（請負契約、委任契約、労働者派遣契約等）に基づき、被保険者の業務に従事する方
- ※5「保険金をお支払いする主な場合」に記載の「補償金」とは、記名被保険者が補償対象者または遺族へ支給するものとして定める金銭をいい、名称を問いません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合										
死亡補償保険金（死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約） ※「死亡補償保険金対象外特約」がセットされた場合は、補償しません。	補償対象者が次のいずれかに該当した場合に、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 ① 傷害および下表に掲げる保険金支払の対象となる症状を被り、その直接の結果として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 ② 労災認定された疾病等および労災保険法等によって給付が決定した業務に起因して発生した症状（下表に掲げる症状を除きます）を発症し、その直接の結果として死亡した場合 <保険金支払対象となる症状> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>外因の分類項目</th> <th>具体的な症状の例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熱および光線的作用</td> <td>熱射病、日射病</td> </tr> <tr> <td>気圧または水圧的作用</td> <td>潜函病（減圧病）</td> </tr> <tr> <td>低酸素環境への閉じ込め</td> <td>低酸素環境への閉じ込めによる酸素欠乏症</td> </tr> <tr> <td>高圧、低圧および気圧の変化への曝露</td> <td>深い潜水からの浮上による潜水病</td> </tr> </tbody> </table>	外因の分類項目	具体的な症状の例	熱および光線的作用	熱射病、日射病	気圧または水圧的作用	潜函病（減圧病）	低酸素環境への閉じ込め	低酸素環境への閉じ込めによる酸素欠乏症	高圧、低圧および気圧の変化への曝露	深い潜水からの浮上による潜水病	死亡・後遺障害補償保険金支払限度額を限度に、損害の額をお支払いします。 ※保険期間中に、同一補償対象者に対して既にお支払いした後遺障害補償保険金がある場合、死亡・後遺障害補償保険金支払限度額からその額を差し引きします。	■死亡補償保険金から通院補償保険金まで共通 (1) 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者もしくは被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます）またはこれらの業務に従事する場所の責任者の故意 ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます） ④ 核燃料物質（使用済燃料を含みます）もしくは核燃料物質（使用済燃料を含みます）によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性 ⑤ 上記②～④までの事由に伴って生じた事由またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事由 ⑥ 上記④以外の放射線照射または放射能汚染 ⑦ 風土病 ⑧ 職業性疾病等 ⑨ 補償対象者が頸部症候群（いわゆる「むちうち症」をいいます）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの ⑩ 補償対象者に対する刑の執行 (2) 次のいずれかに該当する身体障害について被保険者が被る損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 補償対象者の故意または重大な過失によって、その補償対象者本人が被った身体障害。ただし、その身体障害が労災保険法等によって給付が決定された身体障害である場合を除きます。 ② 補償対象者の自殺行為によって、その補償対象者本人が被った身体障害。ただし、その身体障害が労災保険法等によって給付が決定された身体障害である場合を除きます。
外因の分類項目	具体的な症状の例												
熱および光線的作用	熱射病、日射病												
気圧または水圧的作用	潜函病（減圧病）												
低酸素環境への閉じ込め	低酸素環境への閉じ込めによる酸素欠乏症												
高圧、低圧および気圧の変化への曝露	深い潜水からの浮上による潜水病												
後遺障害補償保険金（死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約） ※「後遺障害補償保険金対象外特約」がセットされた場合は、補償しません。	補償対象者が次のいずれかに該当した場合に、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 ① 身体障害（労災認定された疾病等を除きます）を被り、その直接の結果として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合 ② 労災認定された疾病等を生じ、その直接の結果として後遺障害が生じた場合	次の額を限度に、損害の額をお支払いします。 死亡・後遺障害補償保険金支払限度額 × 普通保険約款・特約記載の各等級の後遺障害に対する保険金支払割合（4～100%） ※1 保険期間を通じ、同一の補償対象者に対し合算して死亡・後遺障害補償保険金支払限度額が限度となります。 ※2 「後遺障害等級第1～7級限定補償特約」がセットされた場合、身体障害を被った補償対象者に発生した後遺障害について、後遺障害等の等級が第1級から第7級に該当する場合または後遺障害に対する保険金支払割合が「42%以上」となる場合に限り、後遺障害補償保険金をお支払いします。											
入院補償保険金（入院補償保険金・手術補償保険金支払特約）	補償対象者が身体障害を被り、その直接の結果として、入院した場合に、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。	次の額を限度に、損害の額をお支払いします。 入院補償保険金支払限度日額 × 入院した日数（180日限度） ※1 入院とは、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 ※2 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院を対象とします。											

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合						
<p>手術補償保険金（入院補償保険金・手術補償保険金支払特約）</p> <p>※「手術補償保険金対象外特約」がセットされた場合は、補償しません。</p>	<p>補償対象者が身体障害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、その身体障害の治療を直接の目的として手術を受けた場合に、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>※ この特約において、「手術」とは次のいずれかに該当する診療行為をいいます。</p> <p>① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（注1）。ただし、次に掲げるいずれかに該当するものを除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 創傷処理 皮膚切開術 デブリードマン 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 抜歯手術 <p>② 先進医療（注2）に該当する診療行為（注3）</p> <p>（注1）手術料の算定対象として列挙されている診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。</p> <p>（注2）先進医療とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りします。</p> <p>（注3）先進医療に該当する診療行為とは、治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限りします。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。</p>	<p>次の額を限度に、損害の額をお支払いします。</p> <p>① 入院中に受けた手術</p> <table border="1" data-bbox="683 197 1018 250"> <tr> <td>入院補償保険金支払 限度日額</td> <td>×</td> <td>10</td> </tr> </table> <p>② 上記①以外の手術</p> <table border="1" data-bbox="683 273 1018 327"> <tr> <td>入院補償保険金支払 限度日額</td> <td>×</td> <td>5</td> </tr> </table> <p>※1 入院中とは、手術を受けた身体障害の治療のために入院している間をいいます。</p> <p>※2 1事故につき、1回の手術に限りします。なお、上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の算式によって算出した額をその補償対象者に対する手術補償保険金の限度とします。</p>	入院補償保険金支払 限度日額	×	10	入院補償保険金支払 限度日額	×	5	<p>③ 補償対象者の犯罪行為または闘争行為によって、その補償対象者本人が被った身体障害</p> <p>④ 補償対象者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって、その補償対象者本人が被った身体障害</p> <p>ア. 法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます）を持たないで自動車等を運転している間</p> <p>イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間</p> <p>ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間</p> <p>⑤ 補償対象者の脳疾患、疾病または心神喪失による補償対象者本人の身体障害。ただし、その身体障害が業務に起因して発生した症状および労災認定された疾病等である場合を除きます。</p> <p>⑥ 補償対象者の妊娠、出産、早産または流産によって、その補償対象者本人が被った身体障害</p> <p>⑦ 補償対象者に対する外科的手術その他の医療処置によって、その補償対象者本人が被った身体障害。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた身体障害が、当社が保険金を支払うべき身体障害の治療によるものである場合を除きます。</p> <p>⑧ 次のいずれかに該当する間に生じた事故によって、補償対象者本人が被った身体障害</p> <p>ア. 補償対象者が山岳登山（注1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（グライダーおよび飛行船を除きます）操縦（職務として操縦する場合を除きます）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注2）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動等を行っている間</p> <p>イ. 補償対象者が次の（ア）～（ウ）に掲げるいずれかに該当する間</p> <p>（ア）乗用具（注3）を用いて競技等（注4）をしている間。ただし、下記（ウ）に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等（注4）をしている間については、保険金をお支払いしません。</p> <p>（イ）乗用具（注3）を用いて競技等（注4）を行うことを目的とする場所において、競技等（注4）に準ずる方法・態様により乗用具（注3）を使用している間。ただし、下記（ウ）に該当する場合を除き、道路上で競技等（注4）に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金をお支払いしません。</p> <p>（ウ）法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等（注4）をしている間または競技等（注4）に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間</p> <p>（注1）山岳登山とは、ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。</p> <p>（注2）超軽量動力機とは、モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます）を除き</p>
入院補償保険金支払 限度日額	×	10							
入院補償保険金支払 限度日額	×	5							
<p>通院補償保険金（通院補償保険金支払特約）</p>	<p>補償対象者が身体障害を被り、その直接の結果として、通院した場合に、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。</p> <p>※ 通院とは病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回にのみ通院したものとみなします。</p>	<p>次の額を限度に、損害の額をお支払いします。</p> <table border="1" data-bbox="683 1214 1018 1326"> <tr> <td>通院補償保険金 支払限度日額</td> <td>×</td> <td>通院した 日数（90日 限度）</td> </tr> </table> <p>※1 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とします。</p> <p>※2 補償対象者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、^{じん}靭帯損傷等の身体傷害を被った約款所定の部位を固定するために、医師の指示によりギプス等（注）を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。</p> <p>（注）ギプス等とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、助骨固定帯、サポーター等は含みません。</p>	通院補償保険金 支払限度日額	×	通院した 日数（90日 限度）	<p>③ 補償対象者の犯罪行為または闘争行為によって、その補償対象者本人が被った身体障害</p> <p>④ 補償対象者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって、その補償対象者本人が被った身体障害</p> <p>ア. 法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます）を持たないで自動車等を運転している間</p> <p>イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間</p> <p>ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間</p> <p>⑤ 補償対象者の脳疾患、疾病または心神喪失による補償対象者本人の身体障害。ただし、その身体障害が業務に起因して発生した症状および労災認定された疾病等である場合を除きます。</p> <p>⑥ 補償対象者の妊娠、出産、早産または流産によって、その補償対象者本人が被った身体障害</p> <p>⑦ 補償対象者に対する外科的手術その他の医療処置によって、その補償対象者本人が被った身体障害。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた身体障害が、当社が保険金を支払うべき身体障害の治療によるものである場合を除きます。</p> <p>⑧ 次のいずれかに該当する間に生じた事故によって、補償対象者本人が被った身体障害</p> <p>ア. 補償対象者が山岳登山（注1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（グライダーおよび飛行船を除きます）操縦（職務として操縦する場合を除きます）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注2）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動等を行っている間</p> <p>イ. 補償対象者が次の（ア）～（ウ）に掲げるいずれかに該当する間</p> <p>（ア）乗用具（注3）を用いて競技等（注4）をしている間。ただし、下記（ウ）に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等（注4）をしている間については、保険金をお支払いしません。</p> <p>（イ）乗用具（注3）を用いて競技等（注4）を行うことを目的とする場所において、競技等（注4）に準ずる方法・態様により乗用具（注3）を使用している間。ただし、下記（ウ）に該当する場合を除き、道路上で競技等（注4）に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金をお支払いしません。</p> <p>（ウ）法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等（注4）をしている間または競技等（注4）に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間</p> <p>（注1）山岳登山とは、ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。</p> <p>（注2）超軽量動力機とは、モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます）を除き</p>			
通院補償保険金 支払限度日額	×	通院した 日数（90日 限度）							

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
			<p>ます。</p> <p>(注3) 乗用具とは、自動車または原動機付自転車、モーターボート（水上オートバイを含みます）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。</p> <p>(注4) 競技等とは、競技、競争もしくは興行もしくはこれらのための練習または乗用具の性能試験を目的とした試運転における運転または操縦をいいます。</p> <p>(3) 補償対象者の身体障害が労災認定された疾病等の場合、保険期間終了の日より3年経過後に補償対象者またはその遺族より被保険者に対してなされた補償金の請求については、保険金をお支払いできません。</p> <p>(4) 労災認定された疾病等について労災保険法等によって発病の日と認定された日より前に、その労災認定された疾病等の兆候を示す診察結果（以下「診察結果」といいます）が得られていた場合には、次の①および②に定める条件を満たす場合に限り、保険金をお支払いします。</p> <p>① 診察結果が得られた診察が最初になされた日において、この保険契約と補償対象者、その他補償範囲（以下「補償範囲」といいます）が同一である保険契約（以下「診察時の契約」といいます）が当社によって有効に引受をされていたこと。</p> <p>② 診察時の契約の満期日からこの保険契約の始期日までの期間に、この保険契約と補償範囲が同一の保険契約が当社によって中断なく引受をされていたこと。</p> <p>(5) (4)において労災保険法等によって発病の日と認定された日にその身体障害を被った補償対象者（以下「その補償対象者」といいます）がこの保険契約の対象とする補償対象者でない場合であっても、次の①および②に定める条件を満たす場合は、当社はその補償対象者をこの保険契約の補償対象者とみなして保険金をお支払いします。</p> <p>① その補償対象者が診察時の契約の補償対象者であったこと。</p> <p>② 「保険金をお支払いする主な場合」により保険金が支払われる損害について、被保険者にその補償対象者への支払責任が発生すること。</p> <p>(6) (4)および(5)において、保険金がお支払いされる損害についてこの保険契約と診察時の契約の支払限度額が異なる場合には、普通保険約款の規定にかかわらず、それぞれの契約のいずれか低い支払限度額をもってこの保険契約における支払限度額とします。</p> <p style="text-align: right;">など</p>

2 保険金の種類を追加する主な特約

①被保険者が支出する補償金に関する特約

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害医療費用補償保険金支払特約	医療費用補償保険金	<p>補償対象者が身体障害を被り、その直接の結果として治療を受けた場合で、事故の発生の日からその日を含めて365日以内に補償対象者が負担した費用について、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。</p> <p>① 補償対象者が治療のために病院等（病院または診療所をいいます。この特約において、以下同様とします。）に支払った費用（公的医療保険制度における一部負担金、差額ベッド代およびその他補償対象者が病院等に支払った費用をいいます）</p> <p>② 入院、転院または退院のための補償対象者に係る移送費および交通費。ただし、合理的方法・経路による移送費および交通費に限り、ます。</p>	<p>1回の事故および補償対象者1名につき、医療費用補償保険金支払限度額または前記①～③の費用の額のいずれか低い額を限度に、損害の額をお支払いします。ただし、費用のうち次のいずれかに該当する給付等がある場合はその額を、補償対象者が負担した費用から差し引くものとします。</p> <p>① 公的医療保険制度または労働者災害補償制度を定める法令の規定により、補償対象者に対して行われる治療に関する給付（公的医療保険制度または労働者災害補償制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った補償対象者に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付を含みます）</p> <p>② 補償対象者が負担した費用について</p>	<p>1の「保険金をお支払いできない主な場合」に同じとなります。</p>

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		③ 医師の指示により行った治療に関わる費用、医師の指示により購入した治療に関わる薬剤、治療材料、医療器具の費用またはその他の医師が必要と認めた費用 ※ 差額ベッド代や転院は、医師の指示によるものに限ります。	第三者より支払われた損害賠償金 ③ 補償対象者が被った損害を補償するために行われたその他の給付(他の保険契約等により支払われた保険金または共済金を除きます)	